

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、相談役、顧問と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬及びその他の職務執行の対価として受ける利益であって、その名称の如何を問わない。なお、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する会議費、交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、当該各号により理事会において決定する。

- (1) 理事、監事、相談役、顧問に対する報酬等の額は、評議員会において別に定める報酬等の総額の範囲内の額とする。
- (2) 本条第1号の報酬等の総額の範囲には、別途理事会において定める月額報酬および別表1に定める額を含むものとする。
- (3) 評議員に対する報酬等の額は、定款第8条に定める報酬等の総額の範囲内の額とする。
- (4) 本条第2号の報酬等の総額の範囲には、別表1に定める額を含むものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は毎月28日とし、28日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。ただし、理事会または評議員会への出席など法人、施設運営

のための業務にあたった場合は、その都度支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 毎月の報酬等を支給する者には、就任の日から報酬を支給する。

- 2 毎月の報酬等を支給する者が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の在籍日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、毎月の報酬等を支給する者が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときは、切り上げて処理を行う。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。